

資料1 用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「事業者」とは、本事業を実施する民間事業者をいう。ただし、本事業の各業務に関する要求水準を説明する箇所においては、該当する業務を担当する民間事業者をいう。
2. 「事業用地」とは、呉羽山公園のうち、本事業の対象とする用地をいう。
3. 「整備区域」とは、事業区域のうち、特定公園施設の実施設計及び整備業務の対象とする区域をいう。
4. 「管理区域」とは、事業対象区域のうち、特定公園施設及び公園施設の管理業務の対象とする区域をいう。
5. 「利用者」とは、事業区域を含む呉羽山公園を利用する市民及び市外の利用者をいう。
6. 「法令」とは、法律、政令、省令、本市の条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
7. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（公募設置等指針及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
8. 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する設計図書その他の特定公園施設の設計に係る一切の書類をいう。
9. 「施工計画書」とは、事業者が作成する特定公園施設の工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
10. 「完成図書」とは、事業者が作成する特定公園施設の竣工に係る一切の書類をいう。
11. 「修繕」とは、構築物の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
12. 「清掃」とは、ゴミや落ち葉等を除去することにより、快適な環境を保つための作業をいう。
13. 「点検」とは、構築物の機能及び劣化の状態を一つ一つ調査することをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応措置を判断することを含む。